

年末のごみの持ち込みは計画的に

年末はクリーンセンターへごみを持ち込む人が増え、付近の道路が渋滞するなどの問題が発生しています。大掃除などのごみは計画的に排出してください。また、下記のとおり環境センターに臨時のごみステーションを設置しますのご利用ください。皆様のご協力をお願いします。

臨時のごみステーションを設置します

環境センター(稲荷町・競輪場横)に臨時ごみステーションを設置し、家庭から出たごみを受け入れます。

設置期間

12月29日(火)、30日(水) 9時～16時

対象

①燃やせるごみ ②燃やせないごみ ③資源物

※事業活動によって出たごみは持ち込めません。

※①②は指定袋に入れて、③や紙おむつ、落ち葉は透明か半透明の袋に入れてください。

※^{せんてい}剪定枝は80cm以下に切り、ひもで縛って透明か半透明の袋に入れて出してください。

※ごみの出し方は通常のごみステーションと同じです。詳しくはお尋ねください。

環境センター臨時ごみステーションで 小型家電(10品目)を資源物として回収します

- ①携帯電話(PHS、スマートフォン含む)
- ②デジタルカメラ
- ③ビデオカメラ
- ④ラジオ
- ⑤ポータブル音楽プレイヤー
- ⑥電子辞書
- ⑦ポータブルDVDプレイヤー
- ⑧電卓
- ⑨ビデオ(DVD・ブルーレイ)デッキ
- ⑩小型ゲーム機(携帯型・据置型)

※透明か半透明の袋に入れてください。

※個人情報等は必ず消してください。

※充電器、リモコンなどの付属品も対象です(電池、カード類は取り外してください)。

※携帯電話は回収時に穴を開け、個人情報を守ります。

☎環境政策課 ☎31-6520

インフルエンザの感染予防

インフルエンザは感染した人の咳やくしゃみのしぶきを口や鼻から吸い込んで感染する場合と、咳やくしゃみをしたときに手に付いたウイルスがドアノブなどを介して感染する場合があります。インフルエンザの予防のため、次のことを心掛けましょう！

①予防接種を受けましょう

インフルエンザの予防接種は、感染後に発病する危険性を減らしたり、かかった場合の重症化を防いだりする効果があります。高齢者や子どもの予防接種費用の助成については、市ホームページや広報させほ10月号折り込みチラシをご覧ください。健康づくり課へお尋ねください

②手洗いを習慣に

外出先から帰宅したときはせっけん等で手を洗い、ウイルスを除去しましょう

③咳エチケットを心掛けましょう

咳・くしゃみが出るときは、他の人にうつさないようにマスクを着けましょう。マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔を背けて1m以上離れましょう。また、鼻水・痰などが付いたティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう

④適度な湿度に

空気が乾燥すると、のどの粘膜を守る機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では、加湿器などを使って適度な湿度(50～60%)を保つことも効果的です



38度以上の熱があって、咳やのどの痛み、全身の倦怠感などを伴う場合はインフルエンザに感染している可能性があります。このような症状がある場合は、マスクをして早めに医療機関を受診しましょう。

☎健康づくり課 ☎24-1111

市職員採用試験の実施

第1次試験日 1月10日(日)

受付期間 12月1日(火)～12月22日(火)

試験会場 佐世保市役所、東京都内

試験案内、申込書の配布場所

※調理士は佐世保市役所だけ。

市役所玄関案内・職員課、中央保健福祉センター玄関案内、各

※2次試験以降は市内で実施。

支所、宇久行政センター ※市HPからもダウンロードできます。

試験職種		採用予定人員	受験資格
U・J・インターン(民間企業等経験者)	事務職	若干名	次の要件の全てを満たす人 ●昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、高校卒業以上の学歴を有する人 ●各応募職種の職務経歴(パート・アルバイト期間を除く)が平成27年12月1日時点で通算して7年以上ある人 ●平成27年12月1日時点で長崎県外に在住し、採用後は佐世保市内に移住できる人 ※事務職(身体障がい者)は、上記要件を満たし、申し込み時点で身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人で、自力による通勤、介護者なしに事務職としての職務を遂行できる人。
	土木		
	電気		
	化学		
	機械		
	建築		
事務職(身体障がい者)			
調理士			昭和31年4月2日以降に生まれ、調理師免許・普通自動車以上の免許を有する人で、平成28年3月31日時点で給食などの大量調理施設(同時に100食以上)で調理の実務経験が通算して10年以上ある人

☎職員課 ☎24-1111

臨時福祉給付金の申請は済みましたか

臨時福祉給付金の申請期限は来年2月3日(水)です。対象と思われる人には7月31日に申請書を送付しています。受給資格があっても、申請がない場合は支給されません。申請が済んでいない人は早めに手続きしてください。詳しくはお尋ねください。

対象者

平成27年1月1日時点で本市に住民票があり、平成27年度分市民税(均等割)が課税されない人
※対象者を扶養する人が課税されている場合や、被保護者は対象外。平成27年10月1日までに生活保護が廃止・停止された人は対象になります。

給付額

対象者1人につき6,000円(1回だけ)

申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して返信用封筒で申し込み

受付場所(郵送先)

〒857-0042 高砂町5番1号
中央保健福祉センター 8階・臨時福祉給付金事務局

申請期間、受付時間

2月3日(水)までの平日9時～16時(郵送の場合は2月3日の消印有効)

☎臨時福祉給付金事務局 ☎25-9711